

盛岡市固定資産税家屋評価システム賃貸借について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和2年6月8日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 賃貸借の概要

1.1 名称

盛岡市固定資産税家屋評価システム賃貸借

1.2 内容

本要領、別紙仕様書及び別紙機能要件一覧表に記載のとおり。

1.3 賃貸借期間

令和2年10月1日（システム稼働開始）から令和7年9月30日まで

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約（盛岡市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条第1項アに該当）

1.4 見積提案上限額

5年総額 30,881,400円（税抜）

この金額は、導入費用及び5年間の運用費用ほか諸経費の総額であり、契約時の予定価格を示すものではなく、本賃貸借の規模を示すためのものである。

支払いについては、令和2年10月から60ヶ月の均等払い（月額 467,900円（税抜））を想定している。

2 公募に関する事項

2.1 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、単独企業又は共同企業体の代表となる企業は次に掲げる(1)から(8)の資格要件を満たし、共同企業体の構成員となる企業は、同じく(3)～(8)の資格要件を満たす者とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、構成員は業務の履行に関し連帯して責任を負うものとし、また、単独及び他の共同企業体の構成員として、今回のプロポーザルに参加することはできない。

(1) 過去5年間で、東北地方の地方公共団体における同種業務を実施した実績を有していること。

(2) 応募に係る書類を提出する時点において、盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿「29-2（コンピュータ機器-ソフト）」に登録されている者であること。

(3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマークまたはISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 応募に係る書類の提出期限の日までに、市からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岩手県暴力団排除条例（平成24年9月20日条例第14号）第2条第2号の暴力団，同条第3号の暴力団員及び同条第4号の暴力団員等のいずれにも該当しないこと，また，いずれかの利益となる活動を行う者でないこと。

2.2 申込み手続き

- (1) 受付期間 公告の日から令和2年6月22日（月）まで
(受付時間：土曜・日曜・祝日を除く，午前9時から午後5時まで)
- (2) 参加申込書類
次の様式による印刷物をア～エの順にホチキス止めのうえ，1部を提出すること。
 - ア 参加申込書（様式1-1号）
 - イ 共同参加事業者構成表明書（様式1-2号）
 - ウ 会社概要（様式2号）
 - エ 同種業務実績調書（様式3号）
- (3) 提出先 盛岡市財政部資産税課
〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号
電話番号 019-651-4111（内線3617・3618）
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留郵便で郵送すること。
- (5) 提出期限 令和2年6月22日（月）午後5時必着

2.3 質問について

- 本プロポーザルの内容に不明な点がある場合は，次のとおり質問を受け付ける。
- (1) 受付期限 令和2年6月15日（月）午後5時まで
 - (2) 受付方法 電子メールで質問
 - (3) 回答方法 質問に対する回答は，令和2年6月18日（木）までに盛岡市公式ホームページ <<http://www.city.morioka.iwate.jp/>>（以下「市ホームページ」という。）で公開する。
 - (4) 質問受付先 盛岡市財政部資産税課
E-mail：sisanzei@city.morioka.iwate.jp

3 プロポーザルに関する事項

本プロポーザルに応募する者は，次のとおり提案書類等を提出することとする。

なお，提案内容は，仕様書及び機能要件と同等またはそれ以上のものとする。

- (1) 受付期間 公告の日から令和2年7月7日（火）まで
(受付時間：土曜・日曜・祝日を除く，午前9時から午後5時まで)

(2) 提出書類等

以下の電子データを保存したCD-R又はDVD-R 1枚と、指定部数の印刷物を提出すること。

ア 提案書 【5部：A4版 30ページ以内、両面印刷】

- ・様式は自由、表紙・目次は枚数に含める。提案書にはページ番号を付けること。
- ・本文の文字フォントサイズは10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。
- ・提案書の項目については、以下に合わせること。

(ア) 実施方針

(イ) 業務工程表

(ウ) システムの内容（全体像、特長、機能一覧など）

(エ) 保守・サポート体制

(オ) その他の提案事項（データ移行等）

イ 提案システムの操作等が確認できる電子ファイル【印刷不要】

- ・提案システムが、どのような機能を有し、どのように操作できるかなどについて確認できる内容とすること。（デモ動画や、パワーポイント資料を想定している。）
- ・「Windows Media Player」または「PowerPoint 2016」で利用できる形式とすること。
- ・60分以内で確認できる内容とすること。

ウ 見積書 【1部：様式自由、枚数自由】

5年間の運用にかかる経費（導入経費、保守経費等）の月額（リース料率を含む金額）を明示すること。

- (3) 提出先 盛岡市財政部資産税課
〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号
電話番号 019-651-4111（内線3617・3618）
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留郵便で郵送すること。
- (5) 提出期限 令和2年7月7日（火）午後5時必着

4 審査に係る事項

4.1 審査方法

本プロポーザル評価委員（盛岡市財政部資産税課職員複数名）が、「公募型プロポーザル（固定資産税盛岡市家屋評価システム賃貸借）審査基準」に基づき、提出書類を審査する。

4.2 審査結果

審査結果は、各応募者に文書で通知する。また、その結果を市ホームページで公表する。なお、審査の経緯については公表せず、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

4.3 提案内容の一部補正

採択決定後、応募者と本市による協議の過程において、当初の提案内容を一部補正することがある。

5 契約

契約は、随意契約とし、優秀提案者は当貸貸借の契約候補者として本市と協議の上、仕様を確定させた上で契約を締結する。

協議に際しては、必要に応じ契約候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、契約候補者は誠実に協議に応じなければならない。

なお、契約候補者が契約締結までに提案資格を満たさないことを認めたとき、又は契約交渉が不調となったときは、次点順位者を契約候補者として契約締結に向けた交渉を行う。

6 プロポーザルに係る留意事項

- (1) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (2) 本プロポーザルについては市ホームページで公表し、関係資料も掲載する。
- (3) 本プロポーザル参加者は、同一事業内容で複数の提案書の提出はできない。
- (4) 辞退する場合、辞退届（任意様式）を持参又は郵送で提出すること。
- (5) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (6) 次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする。
 - ア 「4.1 参加資格要件」を満たしていない場合
 - イ 提出期限を過ぎて書類等が提出された場合
 - ウ 本要領、別紙仕様書、別紙機能要件一覧表に適合しないと認められる場合
 - エ 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合
 - オ 本要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (7) 提出物は返却しない。
- (8) 提出された提案書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- (9) 提出された提案書等は、事業者選定の目的以外で使用しない。
- (10) この募集に伴い収集した個人情報は、本プロポーザルに係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。
- (11) 本件に係る情報公開請求があった場合には、盛岡市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (12) 本プロポーザルに要した経費は、全て応募者の負担とする。
- (13) プレゼンテーションを行わないことにより、審査員から応募者へのヒアリングを行う機会を設けられないことから、提出書類等の内容について審査員から応募者に対しメール等により確認を求めることがあるので、誠実に応じること。